

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 29 年 3 月 21 日告示
(養父市教育委員会告示第 13 号)

改正 平成 30 年 12 月 25 日告示
(養父市教育委員会告示第 7 号)

兵庫県養父市教育委員会

目 次

第1章 保存計画の基本事項	1
1) 保存計画の基調	
2) 保存地区の名称・面積・範囲	
3) 現況の概要	
第2章 保存地区の保存に関する基本計画	2
1) 保存地区の沿革	
2) 保存地区の現況	
3) 保存地区の特性	
4) 保存の方向	
5) 保存の内容	
第3章 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の決定	7
1) 伝統的建造物	
2) 環境物件	
第4章 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画	8
1) 保存整備の方向	
2) 伝統的建造物	
3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景	
4) 環境物件の現状維持及び復旧	
第5章 保存地区の保存のために必要な管理・拠点施設及び設備並びに環境の整備計画	8
1) 管理・拠点施設等	
2) 防災計画策定及び防災施設等	
3) 環境の整備等	
4) 周辺地区との連携	
第6章 保存地区における建造物及び環境物件にかかる助成措置等	10
1) 経費の補助	
2) 技術的援助	
3) 保存団体等への援助	

養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区保存計画

養父市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 27 年養父市条例第 41 号、以下「保存条例」という。)第 5 条の規定に基づき、養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定める。

第 1 章 保存計画の基本事項

1) 保存計画の基調

この保存計画は、地域住民と行政との互いの協力と信頼関係により、保存地区の歴史や自然が形成してきた養蚕住宅が立ち並ぶ固有の景観を、市全体の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通じたまちづくりに活用するとともに、保存地区の生活環境の向上と養父市の文化環境の発展に資することを目的とする。

2) 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：養父市大屋町大杉伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 5.8 ヘクタール

保存地区の範囲：養父市大屋町大杉字大杉の全域及び字奥山、字大町、字ムシヨウ谷の各一部
(別図 1)

3) 現況の概要

養父市は、兵庫県北部に位置し、兵庫県の最高峰である氷ノ山の山並みに抱かれた地域であり、北東部は豊岡市、南部は朝来市、西部は鳥取県八頭郡若桜町に接する。保存地区は養父市の南西部を占める大屋町に位置し、氷ノ山に源を発する大屋川沿いにある大杉区に属する。大杉区は大屋川右岸の瓜原地区と左岸の大杉地区で構成され、保存地区は大杉地区に位置する。瓜原地区には養父市と鳥取県をつなぐ主要な県道が東西方向に通り、そこから北側に派生した道路が大杉地区にのびる。かつて、この地域では養蚕業を中心に、製炭や米・麦の栽培を営んでいた。桑の木は一部に残るだけとなったが養蚕を営んだ住宅は良好に残り、大屋町で繁栄した養蚕集落の景観を良く伝えている。

大杉地区には、江戸時代後期から昭和 30 年代までに建てられた主屋や土蔵などの伝統的建造物が群として現存する。主屋の中心は二階建や三階建の養蚕住宅であり、その中でも三階建の養蚕住宅群が特徴のある集落景観を形づくる。養蚕住宅は、切妻型の瓦葺屋根、抜気とよぶ換気装置、大壁造、大きな掃出窓の採用という形式で統一されている。養父市大屋町は、兵庫県において養蚕業が最も盛行した地域であり、養父市内でもとりわけ大型の養蚕住宅が多い。そうした大屋町の中央部に大杉地区が位置する。

第2章 保存地区の保存に関する基本計画

1) 保存地区の沿革

大杉区において人々の生活痕跡が最初に現れるのは平安時代の岡谷遺跡である。土器や土鍋、土錘等が出土し、人々の営みが確認されている。大屋の地名は、10世紀前半に編纂された『和名類聚抄』に養父郡大屋郷として登場する。鎌倉時代に入ると大屋庄と呼ばれ、武士の三方氏が下司（荘園の現地責任者）となって支配した。室町時代には但馬守護山名氏のもとで在地の武将が勢力を保った。大杉区には大杉城が作られたが、城主は不明である。天正8（1580）年、但馬国は織田信長の領国となった。大杉の地名が最初に文献に現れるのは、弘治3（1558）年の『但馬国にしかた日記』である。大杉の寺に扇を与えたとの記録があり、現在の大福寺に比定されている。

江戸時代になると現在の杉区にあたる大杉村は出石藩の領地となる。明和8（1771）年『出石封内明細帳』では石高141石、家数82軒、人数379人とあり、小物成の桑代として真綿7kgが課せられている。真綿の量は多く養蚕業の発展を裏付けている。天保6（1835）年大杉村は江戸幕府直轄地の生野代官所支配となって明治維新を迎えた。

江戸時代後期に大屋では養蚕業が活発となる。大杉村の隣、蔵垣村の上垣守国は明和7（1770）年から30年間に渡って福島県伊達市等から蚕種を仕入れて養蚕の改良に務め、その集大成を享保3（1803）年『養蚕秘録』として江戸と大坂で出版した。『養蚕秘録』はシーボルトがオランダに持ち帰り、嘉永元（1848）年フランス語に翻訳されパリで出版されている。また、糸原村の正垣半兵衛は上垣守国に習って福島県から蚕種を買い付け、大屋の東山で1町歩の桑畑を開拓した。

大杉村の管轄は、明治元（1868）年4月に久美浜県、明治4年豊岡県、明治9年に兵庫県となり、養父郡大杉村に戸長役場が置かれた。明治22年の市町村制の成立により大屋村に属した。昭和30（1955）年には町村合併により大屋町が発足し、さらに平成16（2004）年養父郡内の4町合併により養父市が発足して現在に至る。

大屋の器械製糸の開始は近畿地方でも早く、明治13（1880）年和田村の小倉寛一郎は群馬県富岡製糸場を見学し、翌年にボイラー式の器械製糸場を自宅に建設した。養蚕業では、群馬県の高山長五郎が設立した高山社で学んだ養蚕教師によって、明治17（1884）年以降新しい養蚕方法や瓦葺の養蚕住宅が各地に普及した。養父郡では明治26年から大正5年までの23年間に、高山社から延73人の養蚕教師が派遣され、その内延5人が大杉村に入っている。養父市の養蚕住宅は高山社の影響を受けたとみられるが、三階建や大壁造など高山社にはない特徴を備えている。大杉地区の集落景観をつくる三階建の養蚕住宅は、江戸時代後期に建てられた茅葺や杉皮葺の二階建を明治・大正時代に瓦葺の三階建に改造した事例がある。

明治時代には大屋から鳥取県へ通じる道路が整備され、交通の便が良い瓜原地区では家数が増加し、昭和時代には製材所・文具店・精米所・畳屋・大工・左官・自転車屋・煙草屋など多くの商店が営まれた。しかし、大杉地区では明治時代後半に栃尾医院が開業したが家数は増加せず、養蚕業・農業・製炭業・杉苗生産などが営まれた。

昭和時代前半の大杉地区では、大杉橋の右岸に蘭の集荷場（現共同作業場の位置）が作られてい

る。生産した繭はここに集められて、郡是製糸株式会社八鹿工場または片倉製糸株式会社和田山工場に出荷した。また、養蚕業を学ぶために大杉からも県立農蚕業学校（現県立八鹿高等学校）に入学している。大屋の養蚕は平成3（1991）年まで続いたが、現在は養父市立上垣守国養蚕記念館で蚕の飼育を行うだけとなった。

養父市は製糸業、蚕種製造業、養蚕業、さらには養蚕教育等の分野で兵庫県を代表する地域であった。製糸業では、明治10（1877）年に大屋で古屋（盛業）製糸場が創業、明治時代後半には養父郡内に25箇所の製糸場が操業し、大正3（1914）年以降は郡是製糸株式会社八鹿工場、さらに同社養父工場に集約され近代化が進んだ。一方、蚕種製造業では、明治25（1892）年蚕種製造所の豊受社が小城村で操業を開始した。また、養蚕業では、三階建の養蚕住宅が明治22年に大谷村、明治28年に和田村に建てられており、明治30年代から昭和時代に一般的な住宅建築として定着した。養蚕教育では、明治30（1897）年兵庫県簡易蚕業学校が八鹿村に創立され、明治40（1907）年に豊受社養蚕伝習所が開設されている。養父市は、近畿地方でも有数の近代的な製糸、養蚕地域として発展した。

2) 保存地区の現況

平成3（1991）年、大杉・蔵垣・筏の連続する行政区にまたがる養蚕集落群が、兵庫県第1回さわやか街づくり賞を受賞し、大屋町の三階建の養蚕住宅が建ち並ぶ町並みが注目されることになった。平成4年には大杉の河辺家住宅を利用した大屋町立ふるさと交流の家「いろり」が開館し、景観や町並み保存への取組が始まった。そして平成7年、蔵垣区に三階建の養蚕住宅を利用した大屋町立上垣守国養蚕記念館が開館し、大屋の養蚕とその先人に対する顕彰活動が始まった。

平成9年には兵庫県によって景観形成地区（大屋町筏・蔵垣・大杉地区）指定調査が実施された。筏区・蔵垣区・大杉区を一体的に捉え、共通する三階建の養蚕住宅という景観的な価値を認定し、景観形成に取り組むべきだという方向性が示された。平成13年、兵庫県景観形成地区として兵庫県大屋町大杉地区の11.1haが指定を受けた。養蚕住宅の特徴として、中三階、切妻屋根、板戸、外壁の土壁と大津壁、越屋根（抜気）などが建築学的に位置づけられ、保存対策と景観形成が図られることになった。

平成16（2004）年、養父郡八鹿町・養父町・大屋町・関宮町を範囲とする市町合併により養父市が発足した。平成16年に大杉地区の旧栢尾医院を改修して養父市立木彫展示館が開館した。また平成20年には大杉地区の河辺住宅を改修して分散ギャラリー養蚕農家が開館している。

こうした中で、養父市は平成18（2006）年から平成20（2009）年までの3年間、養父市内の全集落を対象とした三階建養蚕住宅の調査を実施した。また平成24年には、兵庫県の支援を受け、大杉区の将来計画を考える「大杉・ふるさと自立計画」および「大屋地区地域再生拠点等プロジェクト支援事業計画書」を策定した。この中で大杉地区の景観調査が進められた。

平成25年に兵庫県景観形成地区大杉地区を継承する形で、伝統的建造物群保存地区を推進することになり、養父市から大杉区に対して取組への協力を依頼した。そして平成25年から平成28年まで伝統的建造物群保存対策調査を実施した。

平成 26 年には兵庫県の景観の形成等に関する条例によって、大杉地区にある正垣家住宅および河辺家住宅が兵庫県の景観形成重要建造物に指定された。さらに、この 2 棟は古民家を活用した宿泊施設として整備され、平成 27 年に古民家の宿・大屋大杉として開館した。

こうした経過の中で、平成 27 年に養父市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、養父市を代表する養蚕集落として大杉地区の建造物群や町並みを保存し、住民と行政が一体的となって歴史を活かした町づくりへの取組を本格的に開始することとした。

3) 保存地区の特性

ア) 集落の特性

養父市大屋町は、江戸時代後期から兵庫県で最も養蚕業が栄えた地域である。山間部の狭い谷の中を流れる大屋川に面して、山裾に点々と集落が営まれ、緑豊かな山並みと一体となった山間部特有の集落景観を形成している。水田面積が少ないという山間部の特性が養蚕業発展の背景となった。

大杉地区は大屋川の左岸に位置し、集落の北西から南東方向に流れて大屋川に注ぐ奥山谷川によって形成された扇状地に立地する。集落の西の尾根上に二宮神社が鎮座し、その山裾に住宅が広がる。集落の北に山を背負い、南は大屋川が流れて開け、南に面した緩やかな傾斜地に集落が営まれ、近世の住宅立地が現在も受け継がれている。大屋川に面した場所や奥山谷川の流域に水田や畑が作られた。

集落内の住宅は、主屋の棟が東西方向となるものが多く、南面して建てられている。近世には茅葺あるいは杉皮葺に復元される二階建の住宅が作られたと推定され、その一部が近代に瓦葺の三階建に改修された。現在では三階建の養蚕住宅が集落景観の特徴となっている。集落の戸数は近世後期から安定し、養蚕業を営む農山村として維持されている。

養父郡の養蚕統計資料では昭和 5 (1930) 年付近を最高としてその後減少が顕著となり、昭和 20 年との比較では養蚕飼育戸数 45% (20,405 戸)、桑園面積 24% (2,712ha)、産繭量 20% (1,381 トン) に減少する。その後、養蚕戸数は昭和 38 年に 16%まで減少し、昭和 53 年には 1%となる。保存地区付近の土地利用は、明治 23 (1890) 年と昭和 34 (1959) 年の地目別面積を比較すると、畑 93%、田 94%、宅地 99%で推移し、土地利用は横ばい状態で安定している。

大杉地区は平成 13 (2001) 年、兵庫県景観形成地区に養蚕集落として指定され、兵庫県のガイドラインによって景観の維持が進められた。地区内の主屋 27 棟のうち、12 棟の三階建養蚕住宅が維持されている。平成 18 年度に実施した養父市三階建養蚕農家住宅調査によって、市内で 495 戸の三階建の養蚕住宅が確認された。大杉地区は養父市の養蚕住宅群を代表する景観である。

昭和 5 年付近を最盛期として養蚕業は衰退する。かつての桑畑は野菜畑や山林へと変化したが、その中であっても、明治時代から昭和時代初期の養蚕最盛期に作られた二階建や三階建の養蚕住宅が良好に受け継がれている。大杉地区は、二階建と三階建の養蚕住宅が織り成す集落景観を保ち、養蚕業の最盛期を良好に伝える希有な存在である。

住宅を見下ろす尾根の上に宗教施設があり、大福寺と二宮神社が存在する。大福寺の境内にある

観音堂は近世後期の建築で、寛政4（1792）年の絵馬や寛政8年の俳諧発句の奉納額がかかる。その前方に位置する二宮神社の本殿は、入母屋造の一間社で屋根は柿葺、文政11（1828）年の建築である。境内に拝殿や摂社が並び、鎮守社として江戸時代からの景観を受け継いでいる。

二宮神社では、毎年8月16日に大杉ざんご踊りが奉納される。慶安2（1649）年に始まったとされる風流太鼓踊りで、昭和41（1966）年に兵庫県指定文化財となり、昭和48年には国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された。養蚕集落の中を進み二宮神社に向かう祭礼の行列は、昭和時代以前から続く生活・文化を伝え、住民の大きな誇りとなっている。

イ) 伝統的建造物群の特性

大杉地区の住宅は山裾の緩やかな傾斜地に立地し、石垣によって造成された田畑や住宅の敷地を形成している。主屋の棟は等高線と平行するように配置され、東西方向に棟を置く住宅が多く、南からの採光が取り入れやすい。集落内の道路は拡幅されているが、折れ曲がった里道を踏襲している。道路の拡幅に伴って屋敷を構成する附属施設や石垣等の一部は変更されているが、主屋等の配置には大きな影響を与えていない。住宅と田畑、周囲の山や河川といった基本的な空間構成が道路の屈曲にそって展開する。

塀や生垣などの屋敷の領域を示す装置は、旧栃尾医院と旧庄屋宅などに限定される。一般住宅では使用されていないが、水路や石垣などによる区画は存在する。屋敷は主屋を中心に、離れ・土蔵・納屋・小屋などの附属施設で構成されるが、主屋と土蔵を除いた附属施設の多くは昭和時代に増築されたと見なされる。

保存地区の主屋は、二階建または三階建、切妻造、平入を基本とし、屋根は棧瓦葺である。2階、3階の外壁は大壁を基本とする。そして主屋の横に接して平屋または二階建の増築部を作る。

主屋の平面は四間取りを基本とし、大黒柱を境にドマと床張部に分けられる。表側の上手には床の間を有する「オモテ」、下手に「ミセ」、裏手の上手には「チョウダイ」または「ナンド」と、下手側にはイロリを有する「イロリ」または「ダイドコ」が設けられる。ドマは「ニフ」、玄関は「トノグチ」と呼んだ。桁行は4間から6間、梁間は3間または3間半が中心となる。2階、3階はひとつづきの広間となった養蚕空間で、養蚕に特有の掃出窓や床を下げた火炉、滑車の痕跡などが確認できる。中には障子による間仕切りを備える例もあり、飼育法との関係が強い。

保存地区には三階建養蚕住宅が12棟存在する。そのうち10棟が二階建から棟上げという増築による三階建への改修であり、2棟は当初から三階建として建築された。

小屋組は和小屋を主要な形式とし、梁組架構は折置組が採用される。また、軸組は、当初から三階建のものは1階から3階の通し柱、その他は1階から2階の通し柱に3階の管柱で構成される。

増築の際に2階の柱上部へ束を継木し、2階の階高を嵩上げたものもある。柱を継ぐことで1800mm程であった2階の階高を2200mm前後に拡張する。こうした階高の嵩上げは養蚕方法の改良に起因する。古い家屋は大きな蚕棚の普及に伴って嵩上げが必要となり、新築の家屋は当初から必要な階高を確保したと考えられる。このため、改築・新築による階高の違いはほとんど見られな

い。農家や町家は古いものほど階高が低く、時代の経過につれて高くなるのが一般的であるが、大杉地区では2階、3階は均一的な階高で構成され、それが景観的な特徴となっている。

また、二階建から三階建に改造する際に残された部材、あるいは折置組の梁組架構に伴う梁小口が2階と3階の境界部や2階上部の外壁面に現れることも特徴である。

現在、切妻の瓦葺屋根が大半を占めるが、建築当初は茅葺や杉皮葺に復元されるものもある。平成2年の航空写真では、瓦の種類は現在の黒色の石州瓦ではなく、赤褐色の石州瓦が多いことが確認できる。また、屋根の棟部に通風換気を効率的に行う越屋根形状の通風装置である抜気が設けられている例もあるが、大杉地区では、棟下の妻面に開口部を設けて滑車で板戸を開閉する独自の通風装置をもつ家屋が多く、特色の一つとなっている。

外壁は大壁が主流であるが、軒裏は塗込めず、野地板と垂木のあらわしとなる。仕上げは、土壁にする農家としての印象が強いものと、表面を黄白色や青白色に大津壁を塗ることで町家に近い印象を与えるものがある。建築当初は土壁が大半であるが、劣化などの理由から大津壁や板張り、トタン張り等に変更されている。

外壁の土壁は、細かく切ったワラ（スサ）や小石が目立つ中塗りと、細かい黄色の砂土で仕上げた仕上げ塗りの2種類がある。また、主屋正面が大津壁であっても裏面に土壁が残る家屋も多く、家屋正面の外観を他面よりも整え、意匠性を高める傾向にある。また、窓廻りには飾り縁などの装飾も施される。

3階や2階の外壁には、床面から立ち上がる掃出窓を設けている。開口部の大きい掃出窓は、室内を効率よく換気できることに加え、養蚕で発生する各種塵芥を効率良く外部に排出できる。掃出窓の配置は、上下階となる2階と3階で一致するもの、上下階で開口幅が異なるもの、上下階の窓の位置が一致しないため3階が後出であることを示すものなど多様である。

土蔵は「クラ」と呼び、主屋から直接入る内蔵の形態をとる配置が多く、大杉地区の特徴となっている。土蔵は二階建、切妻造棧瓦葺の置屋根形式で、軒廻りを塗込めるものとあらわしのままのものが併存する。

経済的に豊かとはいえない山間の農村集落であることから、他の集落等から古家を譲り受け移築する「もらい家の文化」が認められる。住宅だけでなく鉱山社宅や旅館、公民館等も住まいとして移築・転用されており、大杉地区の景観の特色となっている。

4) 保存の方向

保存地区の保存に際しては、大杉の個性豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本に据え、保存地区の住民や市民、行政関係者、町並み保存やまちづくりの専門家等が協力支援体制を築き、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保存を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとする。なお保存にあたっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。

5) 保存の内容

- ① 保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる養蚕住宅建築の主屋及び離れ、土蔵、納屋、社寺建築等の建築物及び祠、石垣、石段等の工作物を「伝統的建造物」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。
- ② 保存地区を特色づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。
- ③ 保存地区内にある伝統的建造物の修理については、「修理基準」を定める。
- ④ 保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を定める。
- ⑤ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等に係る外観の修景及び環境物件以外の物件の修景については、「修景基準」を定める。その内容は伝統的建造物群の特性に合致したものとする。
- ⑥ 歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとする。
- ⑦ 上記の修理、復旧、修景、許可に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持並びに、形成するとともに、地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。
- ⑧ 保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に、適切な助成措置を講ずる。
- ⑨ この目的の遂行に当たっては、市長、教育委員会及び保存地区の住民等が協力して進める。

第3章 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

- ① 建築物は、昭和30年代までに建築されたもので、伝統的な養蚕住宅建築の主屋及び離れ、土蔵、納屋の諸特性をよく現していると認められるもの及び、伝統的な社寺建築の特性をよく現していると認められるもののうち、別表1に示す物件とする。その位置及び範囲は別図2に示す通りとする。
- ② 工作物は、伝統的な養蚕住宅建築、社寺建築と一体をなすもので、昭和30年代までに築造され、伝統的な工法によりその諸特性をよく現していると認められる祠、石垣、石段等のうち、別表2に示す物件とする。その位置及び範囲は別図3に示すとおりとする。

2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物、土地等のうち、別表3に示す物件とする。その位

置及び範囲は別図4に示すとおりとする。

第4章 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

1) 保存整備の方向

保存地区内には、比較的良好に原状を維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このことから、養蚕集落の歴史的景観の空間構成を維持し、地区住民の理解と協力のもと、快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物等について修景を進め、保存地区全体の価値を高める。修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存団体等と連携して、計画的に保存整備を進める。

2) 伝統的建造物

- ① 伝統的建造物の保存整備については、外観を維持するために、別に定める修理基準（別表4）に基づく修理を行う。なお、外観は室内における生活や活動を表現する表裏一体なものであるため、間取りや空間構成など、建造物内部の積極的な保全に努める。
- ② 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、相応しい旧状に復するための修理を基本とする。
- ③ 保存修理にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災機能の向上を図るよう努める。

3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（別表5）及び許可基準（別表6）を適切に運用して修景を行う。

4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める修理基準（別表4）に基づき保存整備に努める。

第5章 保存地区の保存のため必要な管理・拠点施設及び設備並びに環境の整備計画

1) 管理・拠点施設等

各種情報の発信、見学者等との交流、学習や調査研究などを行う活用拠点、あるいは公開施設として、伝統的建造物等の所有者、地元組織やNPOなどと連携しながら、空き家の保存活用方策を検討するものとする。

また、保存地区の町並みに対する理解を促し、保存の意識を啓発するために、適切な箇所に標識や案内板等を設置する。整備にあたっては、養蚕集落のもつ歴史的な景観を損なわないように配慮する。

2) 防災計画策定及び防災施設等

保存地区内にはすでに消火栓の設置や防火水槽などが整備されるなど、災害に対する一定の備えはあるが、現状では総合的な整備に至っておらず、災害時の活動を担う地域住民の高齢化などの問題も生じている。町並み保存を進めるにあたっては、ソフト・ハード両面の防災強化が必要となる。保存地区住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、大杉地区の町並みの保存及び活用を推進するために、保存地区にふさわしい総合的な防災計画を次の事項を含めた形で早期に策定し、災害に対する安全確保に努めるものとする。

- ア) 災害を未然に防ぎ、災害を最小限とするため、防災訓練の充実や広報等による啓発に努めるとともに、自衛消防組織との連携を図る。
- イ) 災害に強い保存地区づくりを進めるため、初期消火及び延焼防止を目的とした住民による操作が容易な消火栓等の整備に努める。さらに、保存地区内の消防水利を確保するため、必要に応じ防火水槽等の増設を図る。
- ウ) 地震に備えて、伝統的建造物の修理に併せて耐震性の向上に努める。
- エ) 災害に備える先人の知恵として、奥山谷川から保存地区内に水を引き入れるよう整備された保存地区及び周辺の防火用・生活用水路や庭先の池、また、奥山谷川に設けられた取水環境である川いなど、歴史的な水環境の再生・活用を図る。

3) 環境の整備等

保存地区において、養蚕集落の歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した環境整備を図るよう努める。

- ① 路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものになるように努める。特に保存地区内を流れる水路網は、日常生活や周囲の耕作地を維持するものであり、また、保存地区と周囲の山林・農地・河川との関連性を繋ぐものとしても非常に重要であることから、歴史的な履歴に基づき、一体的な保存整備に努める。
- ② 電柱、架線等は、保存地区の歴史的風致を阻害しないよう、関係者及び関係機関の協力・支援を得ながら、移設もしくは埋設等の整理に努める。
- ③ 建築物等に設置する広告、看板等については、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。
- ④ 保存地区及び周辺における町並み保存・活用等に関するハード・ソフト事業の実施にあたっては、文化庁を始めとする関係省庁等の補助事業等を積極的に活用する。
- ⑤ 保存地区は養父市の農業振興地域並びに農用地として指定されており、「養父市農業振興地域整備計画」において、保存地区及び周辺の農用地は、今後とも生産性の高い農地として利用す

るものである。農地として保全活用するために、農業振興のための施策の実施や地域間交流による産業振興などに努め、保存地区及び周辺の歴史的景観を構成する農地の保全を図る。

- ⑥ 二宮神社のざんざこ踊りをはじめとする祭礼行事や様々な年中行事が継承されていることは保存地区の大きな特長である。こうした伝統文化を次世代へ継承するために、関係省庁及び民間団体等の補助事業等を活用しながら、用具類の整備、記録の作成及び後継者の育成等を図る。

4) 周辺地区との連携

保存地区およびその周囲は、兵庫県の指定する「景観形成地区」(景観の形成等に関する条例)、さらに「歴史的景観区域」「さとの区域」「山を生かす区域」(緑豊かな地域環境の形成に関する条例)に含まれており、一定以上の規模の開発や建築については許可・協議・届出の対象となり、森林の保全や建築物や工作物の位置・規模・意匠・材料・色彩・植栽等の基準により規制・誘導が行われている。

また農地については農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」に指定され、その大部分が「農用地区域」に指定されているなど、現状においても耕作地や山林の保全措置がとられている。

これら現状の保全施策を有効に活用しながら、保存地区周辺の伝統的建造物や自然環境に対し、無秩序な開発等を抑えて良好な景観形成を図り、保存地区周辺の環境や景観を保全するためのバッファゾーン(緩衝地帯)として位置づける。保存地区は、大杉区という行政単位の中の一部であり、保存地区の保存と活用は大杉区との連携を基本において推進する。

保存地区の周辺(大屋町域、さらには養父市全域)には、伝統的な養蚕住宅が数多く現存し、特徴ある歴史的風致を形成していることから、文化財保護法による文化財建造物の指定や登録文化財制度を活用し、保護保存を図るものとする。

また、養蚕集落を絹産業遺産として捉え、市内の関係する産業遺産と連携した活用を推進する。その一方で大屋という地域的まとまりの地域連携を推進する。

第6章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

1) 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「養父市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行う。

3) 保存団体等への助成

保存地区住民等により組織された保存団体の活動や伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体の保存に係る活動に要する経費に対し必要な補助を行う。